

## 要約

### 急増する象牙の密輸とゾウの密猟

- 象牙目的のゾウの密猟が深刻なレベルに達している。ザクーマ国立公園（チャド）では、ゾウの個体数が3885頭(2005年)から617頭（2009年）にまで減少した。ケニアでも2007年に密猟されたゾウが47頭であったのに対し、2009年には214頭に達した。2006年の1年間だけで3万8000頭のアフリカゾウが象牙目的で密猟されたという専門家の報告もある。

### 日本の象牙市場は、密輸象牙を必要としているのか？

- 1998年から2008年の11年間における象牙の輸入差止等は106件、うち未加工象牙は24件（1,083点）、加工象牙は83件（21,657点）である（1件は加工象牙及び未加工象牙を含む）。
- 2006年の「大阪事件」では、未加工牙2.4トン、印材0.4トンの計2.8トンもの象牙が密輸入された（日本における象牙密輸史上最大）。その産地は、現在象牙取引再開を求めているタンザニアを含む東アフリカである可能性がある。
- 2009年5月、CITESで認められた39トンの象牙が日本に輸入されたが、象牙の価格は高値のままである。これは、一部の有力象牙組合員の価格操作で象牙価格が高騰しているためで、日本市場では安い密輸象牙に対する需要が高まっている。
- 質の点で日本の象牙市場の需要に応えられるのは、大型で保存状態のよい密輸象牙である。

### 象牙密輸に対する日本の水際規制は十分なのか？

- 象牙の輸入が差止められた場合、罰則（通告処分＝関税罰金あるいは告発）が与えられる割合が極めて小さい。特に、告発が行われた割合は未加工象牙で8%(2/24)、加工象牙で7%(6/83)に過ぎない。
- 嫌疑者の特定が困難な場合、密輸象牙を没収することができない。差止め郵便物27件中16件(59%)は輸出国に積戻・返送されており、密輸象牙がブラック・マーケットに戻る結果となっている。

### 象牙の国内取引に対する日本の規制は十分なのか？

- 合法市場を流通する加工象牙の出所を追跡することがほとんど不可能である。可能なのは、ホール・タスクの出所を追うことのみである。
- 日本の法律では、密輸された象牙を国内で販売した事実が発覚しても、ホール・タスクでない限り、国内の譲渡し・譲受けを処罰できない。その場合、密輸行為そのものが立証されない限り、国内販売にかかわった者をまったく処罰できないことになる。

### 考察

- 現状のままでは、日本が違法な象牙の国内市場への流入を効果的に防止することはできない。
- ゾウの密猟・象牙密輸が急増している状況下で、合法取引を再開することに正当性はない。CITESは、日本を含め象牙消費国における象牙需要の低減に真剣に取り組むべきである。
- 日本は、タンザニアおよびザンビアの象牙取引再開提案に反対すべきである。また、消費国の責任として象牙の国内需要を低減させるべきである。